

## 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和元年7月1日(月曜日)  
午前9時30分～午前10時40分
2. 場 所 委員会室(議場)
3. 出席委員 猶 野 智 和 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長  
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員  
秋 山 哲 朗 委 員 安 富 法 明 委 員  
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員  
三 好 睦 子 委 員 高 木 法 生 委 員  
岡 山 隆 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員  
戎 屋 昭 彦 委 員 杉 山 武 志 委 員  
末 永 義 美 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員  
な し
6. 出席した事務局職員  
石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長  
篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
7. 説明のため出席した者の職氏名  
波佐間 敏 副 市 長 岡 崎 堅 次 教 育 長  
田 辺 剛 総 務 部 長 藤 澤 和 昭 総 合 政 策 部 長  
藤 澤 由 文 地 方 創 生 監 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長  
金 子 彰 教 育 委 員 会 事 務 局 長 竹 内 正 夫 総 務 課 長  
佐々木 昭 治 財 政 課 長 池 田 正 義 地 域 福 祉 課 長  
古 屋 壯 之 高 齢 福 祉 課 長 細 田 清 治 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
河 村 充 展 教 育 総 務 課 長 斉 藤 正 憲 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第62号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。細田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（細田清治君） それでは、議案第62号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

2款総務費・4項選挙費・3目参議院議員選挙費です。

説明欄003参議院議員選挙執行業務に53万4,000円を追加するものであります。

選挙長等報酬に3万6,000円を追加、これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が交付されたことにより、美祢市報酬及び費用弁償条例の選挙事務の管理者及び立会人の報酬額の改定によるものです。

電算システム改修委託料に、期日前投票システム改修として49万8,000円を追加、これは、期日前投票に使用する各投票所のパソコンに令和の元号を対応させる必要額を追加するものであります。

なお、財源は53万4,000円、全額県支出金を予定しております。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 続きまして、3款民生費・1項社会福祉費・3目老人福祉費でございます。

説明欄019介護保険事業特別会計繰出金につきまして、介護報酬改定に伴う介護保険基幹システム改修が必要であるため、介護保険事業特別会計への繰出金71万円を追加するものでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 続きまして、同じく3款民生費・2項児童福祉費・1目児童福祉総務費のうち、13委託料、説明欄005児童クラブ運営事業であり

ます。

これは、現在16カ所の児童クラブを運営しているところではありますが、麦川児童クラブにおいては、麦川小学校屋内運動場の一部を利用して実施しております。

しかし、1日の利用児童数が、平均9名から平均15名に増えたため、児童の静養室や指導員の作業する場所が確保されないなどの支障を来しており、空き教室もないと学校から回答があったことから、校庭の一角に専用のプレハブをリースにより設置するもので、36万7,000円を追加しております。

このうち、24万4,000円が国並びに県からの補助金でございます。

次は、3目母子福祉費のうち、20扶助費、説明欄003母子父子家庭自立支援給付事業であります。

これは、看護師や介護福祉士等の資格取得に際して、1年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るために支給しております高等職業訓練促進給付金において、当初予算には2名分を計上しておりましたが、給付対象者が3名となったため49万2,000円を追加しております。

このうち、36万9,000円が国からの補助金でございます。

次に、説明欄006未婚の児童扶養手当受給者臨時給付事業であります。

これは、10月から消費税率が10%に引き上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対して、全額国庫負担で、1回限り1万7,500円の臨時特別給付金を支給する事業が創設されたものであります。

直近の支給対象となりうる未婚のひとり親は10名ではありますが、補正予算としましては、基準日が10月31日とされていることを踏まえ、余裕を考慮し、17人分、29万8,000円を追加しております。

次、14ページにお移りいただきまして、3項生活保護費・1目生活保護総務費のうち、12役務費、13委託料、説明欄002低所得者福祉事業であります。

これは、生活保護の制度改正により、資産調査に係る様式の統一化や生活保護該当者の調査項目の追加などに伴い様式の変更が行われること、さらには、生活保護費のうち過半数を占める医療扶助費の適正化のため、レセプト管理システムを通じて健康管理支援を行うこととなり、そのためのシステム導入や先ほど申しました生活保護の様式等が必要になるものでございます。

補正予算としましては、健康管理支援システムの利用として26万3,000円を、電算システムの導入、改修の委託料としまして、413万4,000円を追加しております。

なお、このうち、381万3,000円が国からの補助金であります。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、その下になりますが、6款農林費・2項林業費・目の5治山事業費において、財源更正を行っております。

これは、当初予算で計上しておりました小規模治山工事において新たに起債することといたしましたことから、市債を130万円追加しますとともに、一般財源を130万円減額する財源更正を行うものであります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） 続きまして、10款教育費・2項小学校費・3目学校施設整備費において99万2,000円を追加しております。

これは、大嶺小学校のグラウンド周りに設置しておりますフェンスの一部を改修する施設整備工事費であります。

大嶺小学校におきましては周辺に駐車場の敷地がなく、グラウンドを使用しない学校行事の際にはグラウンドを駐車場として開放しているところですが、グラウンドの周囲の道は幅員2メートル程度と狭く離合が困難な状況に加え、グラウンド東側の出入口も非常に狭い状況となっております。

昨年度、学校で実施されました災害時等を想定した児童の引き渡し訓練においては、グラウンドでの引き渡しとなることから、送迎の車が東側出入口付近に集中し接触事故も起きており、緊急時には、短時間にさらに多くの車両の出入りが想定されることから、学校からは、早急にグラウンド西側のフェンスの一部を開閉型にできないかとの要望がなされていたところでございます。

先般、議案第61号一般会計補正予算（第2号）の説明とあわせまして、大嶺小学校におけるコンクリート片落下事故について、一部予備費による緊急対応をさせていただいた旨を御報告させていただきましたが、この工事における管理教室棟のグラウンド側の打診調査においては、経費削減の観点から足場の設置による対応で

はなく、フェンスの一部を切り開き、高所作業車のグラウンド内への進入を行うことで対応としているところがございます。

この打診調査の際に、剥離の恐れがある危険箇所については除去することとなりますが、除去後の補修工事につきましては別発注とし、補修工事費につきましては9月補正以降での対応を考えているところがございます。

したがいまして、しばらくの間、フェンスを切り開いたままの状況が継続することとなることから、学校の安全対策として早急のフェンス設置を行いたいという観点と経費節減の観点、また、災害時等における学校側の保護者対応を円滑に行うという観点から、このたびの打診調査にあわせまして開閉型フェンスを設置するものがございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） 齊藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（齊藤正憲君） 続きまして、同款6項保健体育費・2目体育施設費の大嶺高校記念体育施設管理運営事業として558万7,000円を追加しております。

これは、消防庁舎の移転工事に伴い、大嶺高校記念体育施設で使用している団体に対して工事期間の利用停止を求めましたが、使用団体から使用の継続について強い要望があり、当該施設の使用継続を可能とした消防設備改修工事費として計上しております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。

国庫支出金等の特定財源につきましては歳出の説明の際に御説明いたしましたので、それ以外のものについて御説明いたします。

一番上ですが、11款地方交付税・1項地方交付税・目の1地方交付税ですが、説明欄をごらんください。

財源といたしまして、普通交付税を681万9,000円追加しております。

続きまして、4ページをごらんください。

ここでは、地方債の補正をお示ししております。

小規模治山事業債の1件を追加しております。

令和元年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 14ページ、10款の教育費について、ちょっとお尋ねしますが、今提案説明の中で、私の聞き違いだったら勘弁していただきたいんですが、最終的には、消防施設改修工事ということをおっしゃったと思うんですね。再度、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 斉藤生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（斉藤正憲君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。  
消防庁舎の移転工事に伴い、大嶺高校記念体育施設で、使用している団体の使用継続について強い要望がございましたので、消防設備を改修工事するものとして計上しているものです。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 聞けば聞くほど意味がわからなくなっちゃいます。

行政の予算っていうのは、目的のために、いわゆる項、目を区分するんじゃないんですか。体育施設——どっちが本当なんですか。消防施設をやるために——消防施設として使うために改修するならば、私は消防費だと思うんですが。

だから、事業目的に対して予算をどう使うかっていうのが大事だと思うんですね。

今おっしゃったのは、今使ってる人たちが引き続きやりたいというのでやりますっていうなら意味はわかるんですが。今最後に、また同じことをおっしゃったんですね、消防施設改修だと、そのための改修だとおっしゃるんです。ですから、目の使い方がおかしいんじゃないですか、予算の。

○委員長（猶野智和君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

消防設備を改修する理由でございますが、これは体育施設、大嶺高校の記念体育館を一般開放するために、消防施設の改修が必要であるということで、火災報知器関係の設備の設置ということでございます。済みません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 13ページの選挙費で、お尋ねいたします。

この選挙費は、選挙長等報酬とありまして、3万6,000円ですが、先ほどの説明では、立ち会いの費用弁償も含むような説明でしたが、それでしたら、この3万6,000円では不足するのではないのでしょうか。

電算システムの改修委託料は、その費用弁償とは別のものと思いますが、これも入っての立会人の費用弁償が含まれてるということなんではないのでしょうか。

○委員長（猶野智和君） 細田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（細田清治君） ただいまの三好委員の御質問ですが、今回、美祢市の報酬及び費用弁償条例の議決を6月21日にいただきまして、もともとの金額との差額分ですね——増額分ですが、立会人と投票管理者等がいらっしゃると思いますが、そういう方の増額分100円ないし200円を積み上げたものが3万6,000円ということでございます。システム改修とは別のものがございます。

説明は以上です。

○委員長（猶野智和君） よろしいですか。ほかにございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、民生費、国庫補助金についてですけど、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金ということで、国庫補助金が381万3,000円ついております。

それで、生活困窮者就労準備支援ということで、生活保護対象者が対象となると思います。

それで、国庫からこれだけの補助金が入っておりまして、生活扶助を受けられて、若い方であれば何とか就労をしていくための補助金と思っております。

それで、自主的に、昨年からまた新年度、就労における活動については、大体、ことしは何名程度の方を就業に就かさせていく。こういうところの促進についてはどうなのか、その辺について、お尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 岡山委員の御質問にお答えします。

国庫補助金の名称が生活困窮者就労準備支援事業費等補助金とございますが、今回の歳出の補正につきましては、先ほど御説明しましたとおり、生活保護を受けられてる方の健康管理をちゃんとチェックすることによって医療費扶助を抑えるとい

うものでございます。でございますので、たしかに就労部分に入ってるんですが、今回の増額補正になる部分は健康管理の部分だけということになります。

人数につきましては、これから抽出していくわけなんですけど、どこまで支援するかによって大幅に人数が変わってくるということになりますので、現時点では、何名ということは、ちょっとお答えができない状況でございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 生活困窮者の名前は就労支援という形であるけど、そういった方の生活困窮者の健康の促進を図るということで、今説明がありました。

それは、具体的に説明はないんですけど、基本的には、定期的な健康診断を市が行う、そういったところの支援策につながるのか。そうして、その生活困窮者の健康診断であれば、どの程度の方がきちんと毎回、なお何%の方が受けられてるかどうか。基本的に、こういったところをきちんと受けないと、また一段と医療費等もかかりますので、そういったところの、ちゃんと健康診断を受けていただく。こういったところのチェックについては、どのような対応をされてるかお尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 岡山委員の再質問にお答えします。

今、国が想定しておりますものが、例えば、健康の異常数値を放置されてる方や生活環境の治療をしながら中断をされてる方、こういう方たちをレセプト上で拾い上げて、健康増進課の保健師等と一緒に、きちんと、その方に医療をしていただくように指導をするというか、そういうふうな流れになっております。

人数につきましては、まだこれから、どこまでその対象とするのかということもでございますので、ちょっと人数とかいうことまでは、現在のところ申し上げることはちょっとできないという状況です。

○委員長（猶野智和君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。

いずれにしても、こういったところの生活困窮者の方、往々にして健康が十二分に保たれない。こういった形で悪循環になって、また、国庫の補助金も出ていくような形になりますので、きめ細かな、今後生活困窮者であれば、全員がきちんと健康福祉の行う健康診断等にしっかりと受けられる。こういった体制をしっかりと組

んでいただきたいと思っておりますので、この点よろしいでしょうか。お話聞いておられますか、私の。

○委員長（猶野智和君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 岡山委員の再質問にお答えします。

済みません。生活保護の方が対象ということですので、最大で今136世帯、171名ございますので、最大でもこの数字を超えることは今ないという状況でございます。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） それでは、これより議案第62号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

その他、委員の皆さんから、何かございましたら御発言をお願いいたします。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 実は、教育経済委員会でこの話をしようと思いましたが、教育経済委員会はこのたびなかったものですので、予算にも関係することではありますが、発言をさせていただきたいというふうに思っております。

きょう委員会ですから、市長が来ておられませんが、西岡市長宛てに囑託員さんから意見が行っているというふうに思っております。そのコピーを持っておりますので、ちょっと読んでみたいと思います。

「6月より、於福公民館だより、於福小学校だよりが個別配布から班内回覧になりました。何々だよりには、チラシやパンフレットたちが重要な役割を持っています。それは、於福の住民同士を結びつける、次の世代を担う子どもたちを地域全体で守り、育てるために必要な重要なルーツです。

公民館だよりには、各種行事の案内や活動の結果が載り、写真の中から知った人の顔を見つける。さらには、自分の子どもや孫、知った児童・生徒を見つけるときも楽しくなります」。それからずっと書いてありますが、全部読めば大分時間がかかります。

どのような経過で、この重要なたよりが、安易に回覧方式でよかろうとなったかわかりませんが、決定を出した人は、何々だよりの重要性を正しく理解していない人だと考えます。要は、各区長宛てに、自治会長宛てにコストの削減、区長の皆さんの負担軽減。

美祢市は教育充実都市、あるいは教育環境、教育の整備をします。もちろんエアコンとか、そういうハードな面の整備もされていますが、ソフトの面もあるというふうに思っているんですね。

それともう一つ、ひとつ読んでみたいと思います。

今度は於福小学校だより、非常に重要なたよりなんです。これは、校長が書かれた、毎月出ています。中学校だよりも毎月出ています。これは、6月号ですが、「さて、この6月に、とても感激する出来事がありました」。二つあったわけですが、一つを読んでみたいというふうに思っております。

菜の花などフラワープロジェクトです。共催している日本航空から、於福地区の子どもたちを、この夏休みに、「学校では受けられない授業」募集として、羽田空港の整備工場やオペレーションセンターの見学に、4年生以上の希望者を招待していただけるということになりました。日帰りですが、飛行機代などを日本航空が負担してくださいます。於福地区と日本航空のつながりが、児童のキャリア教育体験となって広がっています。菜の花の種が、地域の皆さんに育てられ、黄色い花景色に育ったように、菜の花の種が、子どもたちの心に、何かすてきなものを咲かせてくれるでしょう。

これは、於福地区のことですが、於福小学校だより、中学校だより、公民館だよりずっとあります。

これを、経費の——コストの削減。これ、最初に読んだのは、嘱託員から出てるんですよ、市長宛てに。それは、本当に考えられないですね。

教育充実都市。これは、どういった考え方か、執行部からお聞きしたいと思えます。

○委員長（猶野智和君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいまの徳並委員の御質問にお答えいたしたいと思っておりますけど、個別の質問といえますか——になりましたら、担当のほうから回答させていただきますたいと思っておりますけど、私のほうから、全般的な御回答になりますけれど。

今回、広報の配布のあり方について、区長さん宛て、さらには発行団体宛てに、それぞれ文書等、また連絡等させていただいたところですが、執行部としては、行政改革の一環として改善——広報の配布のあり方等、広報そのもののあり方等を改良、改善しようとして行ったところでありまして、今回の事案につきましては、区長、各種団体、さらには広報——各小中学校だより、公民館だより等を受け取られる市民の皆様方にとっては、まことに唐突な感じを受け取られたというふうには、私どもとしても強く反省しております。

その周知の仕方につきましても、猶予なく来月から行うとか、近々にそういう対応で、各団体に決定事項としてお伝えしたということで、それぞれの皆様の御意向といえますか、そういう部分での調整が全く図られないで行われたということで、まことに申しわけなく思っております。

今後は、その点、皆様方の御意見を十分尊重して、今後の広報等の配布の仕方、広報そのものの紙面のあり方等も含めて、柔軟に対応していきたいというふうを考えております。

○委員長（猶野智和君） 徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 教育というのは、社会教育や生涯教育、あるいは心の教育というのものもあるわけでありませぬ。

この小学校だより、中学校だより、公民館だよりは別としまして、これを廃止するということについて、教育長、あなたは教育会のトップですが、このことについて相談がありましたか。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 徳並委員の御質問にお答えいたします。

この行政改革の中で、市報等を配る、回覧でやるという話は相談はありませんでした。

それで、教育委員会としても、今徳並委員が言われているように、各それぞれの小中学校が出している学校だよりは、各それぞれの元気につながる、そういう情報

誌だろうという受けとめ方を私自身はしております。

本庁のほうで回覧でという話を聞いたときも、私は、せめて教育委員会関係の学校だよりは、各家庭、全戸配布が望ましいという考えを持っております。

それで、まだ全部回りきっておりませんが、私が各学校を訪問した際に、各学校はコミュニティ・スクール、または、中学校区を中心とした教育ネットの組織があります。

これには、各それぞれの地域の方も入っておられるので、行政としての区長の負担軽減であったり、経費節減ということも理解できないわけではありませんが、教育委員会としては、ぜひ、全戸配布を続けたいという思いがありまして、そういう学校訪問で回った際に、校長先生に、ぜひ、コミュニティ・スクール、または教育ネットの中で、その地域、中学校区の地域の区長さん方に御相談してみて、できれば学校としては、全戸配布をしたいというお願いをしてみて、そして、できるだけ全戸配布ができるような形をしたら——ボトムアップですね。学校側のほうから、全戸配布をしたいというお願いをして、それぞれの中学校区で区長の了解を得られたら全戸配布ができるんじゃないかという話を、各それぞれの校長方にしては参っております。まだ全部は回っておりませんので、全地域ではありませんが、学校訪問で回ったところには、そういう話をできております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと徳並委員の関連なんです。

実は先日、美祢市の社会福祉協議会も理事会の席で、6月18日付けで、副市長宛てにお願い文書を出してると思います。

一つは、これを仮に、社会福祉協議会が独自に全戸配布をするとしたら、年間150万かかるという試算が今出ております。

それから、私も伊佐地区の社協としても年2回配布しております。これは、できるだけ地区の皆さん方の協力を仰ぐことと。日ごろからよく言ってます、自助、公助、共助の話をされますけど、まさにそれを徹底して地域をあげてやろうというときに、こうした問題が出てきた。で、困ったなど、どうするかと。

実は8月1日号も、今原稿が上がって印刷がかかったんですが、配布方法についてどうしようかと。予算がありません。それはまあいい。そうした社協のほうから

も、いろいろお願いをしているという事実を今申し上げたわけですが、私はもう一つ違う角度から検討されたかどうか。

国民には、それぞれ権利、義務がありますよね。三大権利、義務の中には、今、徳並委員がおっしゃった教育、これは権利もあれば、義務もあると、義務教育も含めてですね。

ところが、三大義務の中には、これも勤労、権利と義務があります。そして納税ですね。これが三大義務ですね。権利はいろいろあります。生存権、教育を受ける権利、参政権、これが三大権利ですよ。中でも、知る権利っていうのがあつたわけです、その中に。行政の政治や行政の情報を我々は知る権利があつたんです。また、それを要求する権利があつたんです。にもかかわらず、行政の権力によって、これを妨げるべきではないっていうのが考え方なんです。

今回のやり方は、全く寝耳に水で、一方的に情報を享受できるチャンスが少ないんです。

実情として、二軒、三軒の家ならともかくです。十数軒あつたんです。その人たちが何をやってるかっていうと、自分のところで回覧板がとまったらまずいねというんで、今までは、取り出して後から見る事ができたんです。今度のようなことをされますと、一晩とまったり、あつたのところが手間をかけたんじゃないかと。最後に着く頃には、もう情報があせてます——色あせるような情報になっております。

私は庁内で、この市民の皆さんの知る権利について議論されたかどうか、その辺を、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 藤澤地方創生監。

○地方創生監（藤澤由文君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えします。

知る権利に関する議論ということでございますけれども、そもそも今回、この文書を発出した趣旨といたしましては、決して、市民に市民の知る権利、これを阻害したり、このチャンスを失わせる、そういう目的では決してございません。

もともと全戸配布されていた文書を見ますと、市報と他の文書と重複して掲載されているものですか、チラシの中身が重複されているもの、こういったものがかなり多く見られる現状でございました。こういったところで、情報量はかなり多く、大きくなり過ぎていて、本当に必要な情報が、かえって埋もれてしまうといった懸念があつたところでございます。

もちろん、区長の負担軽減、コストの削減というところもございますけれども、他の広報媒体等も含めて、配布文書の見直しを図ることとしたというところがございます。

文書自体も、全て班回覧に下さいというものではございませんし、各区長宛てに配付した文書にもございますけれども、全戸配布が必要な文書については、その都度、全戸配布するとしておるところでございます。

知る権利の議論をしていたかということにつきましては、まず、そもそも知る権利を、それを阻害するというようなつもりは一切ございませんでしたので、そこまでは至っておりません。その点について軽率な点、もしくは、その後の対応について不十分な点等があったかと思いますが、その点については深く反省しております。申しわけございません。

○委員長（猶野智和君） 庁内の議論について……。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 言葉がちょっと足らなかったんですが、我々は、知る権利は当然あるのは事実なんです、その中で、もう無制限にと言うつもりは持っておりません。当然、情報の公開制度、個人情報の保護等ですね、政府もきちっとされてきたと思うんです。

ただ、今の創生監の答弁の中では、配布の情報の操作があるように思うんですよ。それは何を基準に、これは重複しているからやめよう、これは大事だから出そうと。私は、その基準もないままで、ああそうですか、やっぱり行政のほうとしては都合の悪い情報は伏せる、都合のいいのだけ出そうと、こういうお考えのように受け取れるんですよ。

ですから、何がゆえにこれが行政改革になるのか、ちょっとわかりません。市の――あれですか、これをやることによって、大体どれぐらいの予算を削減しようと考えられたのか、市民の知る権利を阻害してまで。というのは、等しく、やっぱり知る権利はあるんですね。それをどう受けとめるか、享受をどうするかっていうのは、こっちの選択肢なんです。情報を出すほうの、私は選択肢ではないと思います。そうなる、もう民主主義でなくなってくると私は思うんですね。民主主義国家における情報の享受の仕方というのを、もう一度、議論をしかえたいと思うんですがいかがですか。

○委員長（猶野智和君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

情報を発することについて、それを意図的に、こちらのほうで操作するという考えは毛頭ございません。

このたびの趣旨は、先ほど申しましたが、情報過多といいますか、同じような情報がたくさん出て、それによって、本当に大切な情報が埋もれてしまう懸念があると。

つまり、広報全体のいろんな媒体の中で、最適化を目指すという考えのもとに取り組んでおるところであります。

しかしながら、一方で、こちらが一方的に判断するというのも危険なところがありまして、それぞれの地域におかれたり、あるいは団体におかれて、歴史や生い立ち、あるいは人とのつながりなどを考慮しないまま、これを一方的にする気は毛頭ございません。ですから、必要に応じて、その地域、あるいは団体の必要と思われるもの、また住民にとって大切なものは、今後も発していこうという考えであります。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 実際に、その地域の公民館だより、今の中学校、小学校だよりっていうのを見られましたか。それぞれ地域の独自性を出して、ものをつくっておると思うんですね。これが、ほかの広報と一緒にダブったところがあるよと言うけども、私はこれを見る限り、そんなに多くはないような気がします。地域は地域のよさがあって、その情報をそれぞれそれに載せられて、地域の方に提供しておるというふうに思っておりますけども。この、どこがそういうふうにかぶっておるんです。

実は先日、6月27日ですか、議会の議会報告会が綾木の公民館でありました。そこでも同じような御意見が出ております。ぜひ、これを復活してほしいと。そういう声をどう聞かれます。

やっぱり行政の目線じゃなしに、一般市民目線。特に、西岡市長は地域の公民館を大切にするんだ、活性化するんだというふうに言っておられます。

これを回覧にすると、例えば、一家4人の人が見るのに結構時間がかかると思います。それを、私のところの班は12軒ありますけれども——13軒か、ありますけれども、これを回すと、かなりの日にちがかかるということですよ。先ほど、竹

岡委員も言われたように、時間がかかって情報が遅くなってくると、古くなってしまふというようなりスクもあるわけですね。今後、どうされるかということをお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（猶野智和君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

公民館だより、あるいは先ほどありました、市の社会福祉協議会の広報等につきましては、その重要性ですとか、市民にとって、住民にとって必要な情報であると認識しております。これを一方的に回覧にするというふうに受けとめられたのでありましたら、大変申しわけございませんでした。そこは、こちらの意図としては、必要に応じて班回覧もあるということをお伝えしたかったのですが、あたかもその文書によって、もう一律、今後、班回覧にするというのであったように受けとめられたのではなかったかと反省しております。

なお、今委員がおっしゃられたとおり、それぞれの地域には、それぞれの必要な情報があります。それは、ある地域と隣の地域では違う重要性があったり、必要性があったりする情報があると思われまますので、今、市が進めております教育充実、あるいは公民館主体のまちづくり、そういったものに対する情報については、今後もう丁寧にお伝えしていくべきものと改めておるところであります。

さらに、そういったことにつきましては、私どもの市の内部でも、行政の内部でも部長会議を開きまして、今後の方針として、そういうことを伝達しておるところであります。

したがいまして、いろいろな必要なもの、例えば、地域独自だけではなくて、保存性とか、何度も見ないといけないものは、それを一律に班回覧するのは適当でないと考えておりますので、個別、それには対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先ほど来のことについて、ちょっと私の集落の様子をお話します。

6月の中旬に、私どもの集落は田植えが全部終わって、しろみてつうやというのがございます。お宮さんに来ていただきまして、お祭りをして、いろんな報告事項、それからあと懇親会をするわけですが。そのときに区長さんといいますか、自治会

長のほうから、さっき説明ありましたような回覧等の少し配布は減るかもしれんし、回覧を回すからという話がありまして、具体的な話はございませんでした。それで、私もどうなるのかなあと考えておったら、今、委員のほうから質問がありました。

実は、市全体の配布といいますと、一番筆頭は、「げんきみね。」なんかがあると思いますし、また社協だよりとか、または子ども会育成連絡協議会のあれとか、いろいろあると思いますし、綾木の場合を見てみますと、駐在所だよりが非常におもしろいんですよ。これは、いつやら県警のほうで表彰を受けられてるんですけど、大変おもしろい。それから綾木小学校だより、それから公民館だより、それから「金麗」というのは美東中学校、これは中学校のPTAが発行してるんですけど、こういうのは地域に沿った、大変ユニークなおもしろいものがたくさんあります。

で、私は区長なり、自治会長の負担が増えるかも——多少増えるかもしれませんが、今お話があったように、回覧を回したら時間がかかるし、ニュース性もなくなるということもありますので、相当吟味をしていただいて、今私が申し上げました綾木地域に関する駐在所だより、綾木小学校だより、公民館だより、美東中学校だよりなんか、これは、やはり非常に関心の多い、また、さっきおっしゃいましたけど、あそこの僕は写真に載っちゃらあととか、地域コミュニティに大変役に立つものもあると思いますので、その辺はどのように……。それから、これからも慎重に吟味をして、回覧にするか、配布にするかということをお願いしたいと思いますが、具体的にもしあったら、今質問、重複するかもしれませんが、お話を願いたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えします。

地域に住んでいらっしゃる方にとっては、その地域の情報っていうのはとても大切です。そういった情報を受けとるのが、この広報、あるいは、それ以外の媒体によるものだと思います。

一概に負担軽減というところで乱暴に切り込むのではなくて、丁寧に行っていきたいと思いますし、また、そういったことは、このたび私どもの、こういったことによって起こってしまいましたけども、改めて地域ごと、あるいは団体ごとにでも見直していただいて、必要なもの、それを必要なように伝えていく。そのために、

我々もこの制度を使っていきたいと考えております。

○委員長（猶野智和君） 岩本委員。

○委員（岩本明央君） ぜひ、配布をされるもの、また回覧の内容につきましては慎重に検討していただきまして、地域の、特に地域コミュニティに役に立つようなものは、ぜひ、その団体の方によく説明をしていただいて、御協力をしていただきたいと思いますし、それから、人によっては、このたよりの中に文書を出しておられて、会ったら、あんたよかったねと喜んでおられる方もおられます。

そういうことで、ぜひ、その内容なり配布なり、回覧の方法につきましては、慎重に厳重に検討していただきたいと思います。これはお願いでございます。

○委員長（猶野智和君） ほかに。戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 先だって教育経済委員会なかったものですから、ちょっとここで、1点ほど質問させていただきます。

これ、小学校関係のことでございます。

先だって、美祢交通安全協会の総会がありまして、その時点でお話がありまして、麦川小学校、これがずっと、見守り隊の方、美祢市でもいろんなところで見守り隊——通学で見守り隊で交通安全、事故がないようにということで活動していらっしゃると思います。

そこで、この8月に、麦川小学校が無事故1万日達成ということで、イベントは、まだ日にちが決まってないんですけど行われるそうでございます。

このイベントに対しまして、美祢市もしくは教育委員会としまして、この1万日、すばらしい日にちだと思います。これに対して、何かイベントの参加、もしくは補助のことについて、何かお考えがあられるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 戎屋委員の御質問にお答えします。

麦川小学校で、無事故1万日の記念、8月の上旬か中旬ぐらいに開くという御案内をいただいております。

特に、それに向けて予算的なものは考えておりませんが、教育委員会としても、見守り隊の御苦勞等に応えるために、できるだけ多くの者が参加して式を盛り上げたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 戒屋委員。

○委員（戒屋昭彦君） 決して、美祢市にとって費用を出せとか、そういうことじゃなくて、やはり、そういった各地区で、ボランティア活動でいろんな交通、今全国でもないように活動をしておられますので、そのあたりはしっかり、各地区の見守り隊の方々にも、美祢市から功労なり、いろんなことで参加するなり、お言葉をかけていただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） ほかに。

ちよつとここで、私言いたいんですけど、基本、ここ予算決算委員会でございますので、それ以外のことは、できるだけ御配慮いただければと思っております。次から次へとなると、ちよつときりがありませんので、そのあたり含めて、ほかにございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 申しわけありません。先ほどの広報紙の話にちよつと戻ってしまうんですが、私の在住する地域は、相当前から回覧で、配布がございません。で、自分に必要な情報がありますので、都度、自宅でコピーしておりました。

今恥ずかしい話ですけど、今そういう配布があったということを初めて知ったんですけど、公民館だよりを初めとする各種たよりですね、ほかの地域は全戸配布されてたんだということがわかりまして。

予算的に、これは試算されたんでしょうけど、全戸配布と回覧と、どれぐらい変わってくるのかなど。

私も、できれば、先ほど皆さんがお話しされておりましたように、全戸配布いただきたいという思いの一人でありまして、地域によって、区長さんの選択、区長さんの判断でそうされてるのかもしれませんが、やはり、地域で隔たりがあつてはいけませんので、取り扱いが異ならないような検討もしていただきたいと思いますが、まずは、予算的にどれぐらい変わるものなのかなつていう疑問を持ちましたので、もし、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○委員長（猶野智和君） 藤澤地方創生監。

○地方創生監（藤澤由文君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えします。

もともと、杉山委員がおっしゃつたとおり、学校だより、公民館だより等にいたしましても、地区によって、もともと班回覧での方法をとつていたというような地区もあつたことも承知しております。

ですので、トータルでどれだけコストが削減できるのかという具体的な数値までは算出するところが難しいところではございますけれども、一例といたしまして、区長に直接お届けできない分を一部、郵送の手段でお送りしている分がございませけれども、6月分の郵送料を比較しますと、旧美祢市内だけしか、まだ計算しておりませんが、ここで約2,000円の削減というようなところでございます。以上になります。

○委員長（猶野智和君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） ありがとうございます。今2,000円と言われたのは1カ所でしょうか。それとも全体でしょうか。

○地方創生監（藤澤由文君） 旧美祢市内の中で、さらに、いろいろな事情で直接区長さんにお届けをできない部分、この部分の郵送料という形になります。

○委員長（猶野智和君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 2,000円ぐらいでしたら、市内で2,000円と広域で2,000円ぐらいでしていただきたいなど。

それと今、先般、議会報告会でもありましたんですが、その中で、市報が区長判断、アパートの経営者判断で市報が配布されないっていう事情も起きております。その辺も含めて、やはり、先ほど来お話がありますように、必要な情報というのは随分載っておりますので、全戸に配布されるように努力していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（猶野智和君） 末永委員。

○委員（末永義美君） 今の杉山委員の発言にちょっと関連します。

今の中で、アパートへの配布はなかったということは、先日の総務民生委員会の中の住民の方々からの貴重な意見でした。

たまたま、私もアパートを管理してまして、私は先代から引き継いで、市のほうに取りに行ったり、市から送付してもらって16世帯に配ってまいりました。しかし、それを聞く前も、同じ運営会社のアパートのオーナーに聞いたところ、うちは配ってない、いや配ってる、個々に分けている。さまざまです。

住民という意識と市民という意識と、さまざまな考え方もありますが、アパートの住民も確かに出張、転勤等で、いわゆる2年、3年、5年で入れかわる方もおれば、核家族化によって、もともとの美祢市民、住民の方々や、そのお孫さ

んたちが住んでいるっていう意識もあります。

アパートの住人に対しては、どのような認識があって、そして、私は体験者ですから強く言いますが、オーナーによって、アパートによって、市報そのもの、情報伝達の全部があるアパートとないアパートがあって、アパートにも小中高生、幼稚園児、保育園児もいます。そうすると、「病児保育施設が、何、どこにあったの、知らないよ」って。「市報で、広報で」、「だって、うちこないもん」って。

その辺の、今の杉山委員の質問をもう少し、意見でなくて質問してみたかったのは——言いかったのは、アパートの住民、またアパートに対して、ここをどういうふうな判断で今まで配布された、されてない。その前に放置したっていうか、アパート住民に対しての、世帯に対しての、そういう市報等の配布っていうのは、今までの経緯はどういうふうになってたのか、もし、その辺がわかればお聞きしたいです。

○委員長（猶野智和君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

問題点は、まず区長の仕事、業務というところになるかと思います。

本市におきまして、区長設置条例に基づきまして、区長は、文書、広報紙等を配布することとなっております。

したがって、その区長がどういった、誰に配布するかっていうことになろうと思いますが、そもそも、いわゆる町内会、自治会、そういった区というものは、地域、一定のエリアの中の地縁で結びついたものの集まりだと考えております。そうした中で、ベースはその属地主義であるべきところですが、いろいろな事情、歴史等もありますし、その地域の事情によって、属人的なところもあるのも事実として確認しております。

そうした中で、我々——私どもの考えといたしましては、第一義的には、区長のお仕事として、広報に係る文書等を配布することとさせていただいておりますので、区長様が、それぞれアパートであろうと一戸建てであろうと、お住まいになられてる方にお配りすることが適当であると考えております。

○委員長（猶野智和君） 末永委員。

○委員（末永義美君） いろいろなお考えはあると思うんですけども、先ほど申し上げたとおりに、そこにはさまざまな住民が、一生懸命、学校や保育園に通いながら、

仕事をしながら住んでいらっしゃいます。差別ではないと思うんですけども、そして今、部長のお話にあった嘱託員の判断というか、考え方っていうか——という面もあるかと思えます。

ただ、今、美祢市内にもアパート、集合住宅——公営以外ですね、民間のアパートがすごく今増えてきています。その中で、嘱託員とのコミュニケーションがうまくいくところと、嘱託員も1年交代、2年交代、さまざまな形態があって、個々、その方々の範疇というか。そうすると、その手前か後に行政の面がもう一面、もう一步入って行って、アパート住民に対してのコミュニケーションの取り方、それを少し研修会なりとか、行ってほしいという面と。

全部に対しての情報の伝達っていうのは、これは、ぜひこれから予算が——行政改革の目線とは、大分差が出てくるかもしれませんが、この辺の予算をもう少し考え——柔軟に考えてもらって、嘱託員が云々じゃなくて、市としてもう一步、アパートの住民の方々をどう捉えているのか。本当に、病児保育知らないって言われて、見れば、あそこには小さな子がたくさんいるアパートだった。

要するに、前回の一般質問でも言いましたけど、市民に寄り添うような形での行政改革、市報、広報等のあり方、情報の共有の仕方、これを改めて予算の上で、これは必要な予算だと思っています。

いい意味でのプラスの行政改革といいますか、ぜひ、その点で、先ほど嘱託員に対しての個々の研修も含めて、誰でも、どこに住んでいようとも、どこの世帯にも同じ情報が必ず毎月配布されて、市民の福利厚生と市民福祉の向上に寄与すると。そういうのは、私は当たり前のことと思っておりますので、その辺どのようなお考えか、もう一度御質問申し上げます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 今言われる、今議題となって——議題となってるわけじゃないんですが、大切なことだということはよくわかります。

今回、執行部がとられた措置も、恐らくそれなりの要望なり根拠があるんだろうというふうに思うんですが、今なかなかはっきり、お聞きしてる限りでは伝わってきません。

委員長言われるように、ここ予算委員会で、恐らくこの議題を延々と取り上げて、恐らく委員長、おまとめになられるのは大変っていうか、どういう報告される

かわかりませんが、きょう、議長ちょっとおられませんから、議長にあずけられたらどうですか。しかるべきところで、対応策を十分に考えたほうがいいと思います。

○委員長（猶野智和君） この件に関しましては、先ほど一定の——当初の徳並委員、竹岡委員言われた回答はされておりますので、ここで改めて深くいく場合は、もうこの当委員会のその他の項目では、もうおさまりきれないことだと思いますので、また、それ以上深い部分は議長に御相談する形で、別の場でお話しいただければなと思っております。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 済みません。時間いただきましてありがとうございます。

先ほどからいろいろ聞いておりますけれど、各地域いろんな事情があると思うんですね。

これやっぱり、行政が一方的に決めつけるのではなくて、地域の事情に任せるといふ、やっぱり判断が必要ではないかというふうに思うんですよ。この地域で、やっぱり公民館ぐらいいかなというふうに思っております。

やはり区長さん、たしかに、配布物が多いというふうにいろいろ聞いておりますけど、これは皆さんで話し合われて、地域で理解して配られるというのが一番じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（猶野智和君） それも含めて、もうかなり質問が重複してますので、これ以上深い部分は、議長に御相談ということでさせていただきます。（発言する者あり）今、委員の方からお話がありました。本会議で、改めてこの話の続きをされるということなので、委員会としては、この件に関しては締めさせていただきたいと思えます。また、別件ですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 別件といえば別件ですが、知る権利と予算に関連してですが、選挙公報が以前は新聞折り込みでした。それで、新聞をとっておられない方は、公報を見ることができませんでした。最近はそのことを指摘いたしまして、最近各世帯に配布されています。本当にありがたく思っております。

確認ですが、今後、参議院選挙がありますが、今後の選挙もあると思いますが、この選挙公報は各世帯に配布していただけるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（猶野智和君） 細田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（細田清治君） ただいまの三好委員の質問にお答えします。

今後も同じように各戸に配布する予定であります。

以上です。

○委員長（猶野智和君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猶野智和君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時40分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年7月1日

予算決算委員長